

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 1 8 号
件 名	市民厚生常任委員会における市民病院側の不誠実な答弁の改善を求めることについて
要 旨	<p>「入院診療計画書に主治医の欄」がない点について、御飯論法で答えていない。</p> <p>「カンファレンス等で医師全員で情報は共有しています」と答弁しているが、7月22日の検討会でMRI画像により病状の詳細が示され、検討されたが、チームリーダーの医師は8月3日の病状説明が全くできなかった。</p> <p>「CT, MRIの画像を見せて、病状説明をすることについては、基本的にはわかりやすく患者さんに説明するというので、画像を見せて説明は基本的なこととしていますが、その当時どうだったかについては、そのときの状況の記録、記憶が十分ではないものですから、コメントは控えさせていただければと思います」と答弁しているが、患者に画像を見せたのは、こちらの要請でやっと画像解析をし、退院前日の8月5日の夜であった。今年の3月20日の面談で、当時のチームリーダーは、「現在でも、画像を見せてくれと言う患者はほとんどいないので、画像を見せていない。入院中、一度も患者に会わない主治医もいる」と言っている。当時の記録は、カルテに詳細に記載されている。7月21日にMRI検査をしているのに、こちらの要請でやっと画像診断をしたにすぎない。病院長は、「画像診断ができていなかったため、病状説明ができなかった」と、2月、3月の文書で回答している。記録も記憶も十分にあって回答している。こちらの質問に対して、カルテ等の記録で確認せず、こちらが示した画像によって説明していたから、矛盾が生じている。しかも、病院長の文書にあわせて2枚の画像を当初は開示しなかった。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成 31 年 3 月 7 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 31 年 2 月 20 日 第 5 8 0 号

委員の「陳情者のお話をお聞きして聞き逃せなかったのが、意見とか、要望とか、質問については書面で下さいということで、逆に回答こそ書面を間に挟んでしっかりと説明すべきで、最初に文書で下さいというのは、行政としてどうなのかと思うのですが、現在はそういうことを求めたりはしていないのですよね」との質問について、「口頭の場合、記録をして対応する手段も行っていきます」と回答しているが、そうになっていない。口頭、電話などで回答を求めても、「文書を出してくれ」の繰り返しだった。現在は、文書でも回答せず、回答しない旨も広聴相談課長名で来ている。回答は、御飯論法で来るので、「質問に対する回答」を求めても、「既に回答済み」とし、その後は「市長の指示で回答しない」と広聴相談課長名で来る。市民病院に関することは回答せず、この取り扱いについて市長への手紙で新市長宛てに出しても回答しない。市民病院に情報公開で書類を受け取りに行った際、「当初、開示しなかった2枚の画像で病状説明ができたはずと文書で質問した回答は、御飯論法で回答になっていないが」と質問すると、「回答している」としてすぐに保安員を呼び、追い返す。

「入院時に包括的に同意書はいただいている現状です」と答弁しているが、同意書は7月16日の外来時のCT検査のものであり、カルテに「CT検査について説明し、同意を得られた」と記載されている。その後入院し、複数回MRI検査を行っているが、それぞれの日付で「造影剤検査について説明をし、同意書を得られた」と記載されている。画像検査のCTとMRIでは、造影剤の種類も違う。CT検査時は、ヨード製剤の使用とヨード製剤の副作用についてのみ説明している。MRI検査時は、ガドリニウム製剤等を使用しているが、その説明、ガドリニウム製剤の副作用についての説明並びに同意書を得ていない。包括的には同意書はとれず、検査の都度、問診をし、健康状態を確認し、使用する造影剤の種類、造影剤を使用した検査が必要な理由、造影剤の副作用について、説明し、同意書をとらなければならない、同意書のサンプルをとじて、「造影検査について説明し、同意書を得られた」と記載することはできないはずである。

「患者とのコミュニケーションを図るという点については、……医師並びに医療従事者に、基本的にはしっかりとコミュニケーションを図るように指示を出しています」と答弁しているが、8月3日の病状説明の前に看護師から、「時間がかかってもいいから、納得いくまで聞くように」とメモを渡され、説明を受けたが、病状を聞いても「わからない」と答えるのみで、まず医師と看護師の間のコミュニケーションを図る必要がある。

(次頁につづく)

主治医が誰であるかわからず、1回も診察、面談しない人が、説明時にあらわれ、後でこの人がチームリーダーの医師であることが判明するようでは、コミュニケーションが図れない。

「患者との相談体制……病状説明において、患者さんとの面談は当然のこととして常に行っています」と答弁しているが、病状説明時に病状を質問しても答えられない。画像を準備することもなく、情報共有もされず、病状説明もできない。病院に電話で問い合わせても、「答えない」、「わからない」、「調べない」と言ったり、病院に電話すると用件を聞かないで、課長補佐につなぐ等、相談体制が構築されていない。

このような答弁を是とするならば、どこに問題があるのでしょうか。